日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

事業施行期間

JR小岩駅北口地区市街地再開発組合

令和二年一月二十四日から令和十二年三月三十一日ま

で

 \equiv

施行地区

目

次

四

事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル

目各地内

江戸川区西小岩一丁目、

西小岩三丁目及び西小岩四

i d g e,

M e t F

a y F r R u n a w i

o n,

o d u c t

1 M

m e t F i

P r

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可…………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課

 $\stackrel{\smile}{:}$

Ŧi.

変更の内容

令和二年一月二十四日

六

事業計画の変更の認可の年月日

事業施行期間を令和十三年三月三十一日まで延長する。

令和三年二月十六日

公

………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課

○開発行為に関する工事完了(三件)……………

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)… ------(都市整備局多摩

告

●東京都告示第百二十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

組合の事業計画の変更を認可したので、 同条第二項におい

告示する。

1

組合の名称

示

条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発 て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように 推奨番号

令和三年二月十六日

東京都知事 小 池 百 合子

> 公 告

優良映画の推奨について

東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、 おり推奨する 少年を健全に育成する上で有益であるものとして、 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年 次のと 青

令和三年二月十六日

東京都知事 小 池 百 合子

種類 名 称 制作者等 推奨理由

で有益である に育成する上

映画 ねる理由 僕が跳びは I, n, V u l I B c d F a e a s R 青少年を健全 と認める。

o

o

m

四七四

四七五 映画

ブータン

a l e i l m S

山の教室 i A g s 3 t i o r o d u Р 同右

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 完了した。 都市計画法 開発行為に関する工事の完了につい (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和三年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

住所及び氏名許可を受けた者の

日野市大字日野七千七百七十 含まれる地域の名称 開発区域又は工区に 八王子市台町二丁目二十五

新日本エステート有限会社

番十七号

四十二及び同番四百二十 三番七十五の一部、同番二百

取締役 伊坂

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

 \triangleright

_	(第17276号)		東	京	都	公	報			令和3年2月16日(火曜日) 2
		一部及び同番九十七二、同番十、百六十一番七の二、同番十、百六十一番七の小平市鈴木町二丁目百六十番	含まれる地域の名称開発区域又は工区に		東京都多摩建築指導事務所長	令和三年二月十六日	完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、	都市計画法(昭和四十三年法	開発行為に関する工事の完了につい	令和三年二月十六日 東京都多摩建築指導事務所長 京都の名称 三鷹市深大寺三丁目三千八百 西東京市芝久 京まれる地域の名称 一川発区域又は工区に 一川発区域又は工区に 一川のび 一川ので 一川の 一川ので 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の 一川の
発 行 東 南	吉 野 ^{&} つ 子	八番地 吉野るつ子	住所及び氏名許可を受けた者の	浅井勉	指導事務所長		開発行為に関する工事は、	(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一	完了について	業指導事務所長 浅 井 勉 注 井 勉 一 住所及び氏名 一 住所及び氏名 一 在所及び氏名 一 本式会社東栄住宅 株式会社東栄住宅
電話 ○三(五三二一)一一一(代)東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東 京 都										
郵163 年 一 一 1 1 1 1 1 1 1 1										
p°) 印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号)円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社										
五二〇一(代) 郵113-0001 「SC										